

令和3年度分 国民年金保険料の免除・納付猶予申請受付が始まります

令和3年度分（令和3年7月分～令和4年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付は**7月1日（木）**から開始します。

収入の減少や失業、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、未納のままにせず、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

なお、**前年所得（令和2年中の所得）の審査**がありますので、**所得申告**が必要となります。

令和2年度分（令和2年7月分～令和3年6月分）の免除申請において、国民年金保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方や失業等を理由とした特例による免除（納付猶予）が承認された方は、**新たに令和3年度分の申請が必要です。**

保険料を未納のままにしておくと、万一の際に障害年金や遺族年金を受けられない場合がありますので、お早めに申請してください。

免除申請は、**申請月の2年1か月前まで遡ることができます。**

なお、学生の場合は「**学生納付特例制度**」をご利用ください。



～所得審査対象者と本年度所得基準額～

①全額免除・一部免除の場合

所得審査対象者：申請者本人・申請者の夫または妻（別居中含む）・世帯主

免除の種類	所得の基準 (申請年度の前年所得が、以下の計算額の範囲内であること)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円（令和2年度以前は22万円）
4分の3免除	88万円（令和2年度以前は78万円）+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円（令和2年度以前は118万円）+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円（令和2年度以前は158万円）+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

②納付猶予の場合

所得審査対象者：申請者本人(50歳未満の方)・申請者の夫または妻（別居中含む）

所得基準：(扶養親族の数+1) × 35万円 + 32万円（令和2年度以前は22万円）

7月年金相談会のお知らせ

市役所3階会議室で年金相談会を開催します。

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

なお、事前の電話予約が必要です。相談を希望される方は、必ず事前に田辺年金事務所 お客様相談室（☎0739-24-0432）まで申し込みください。

8月は、年金相談会は開催されません。次の開催は9月となりますので、ご注意ください。

◇開催日時 7月15日（木）10：00～11：30、13：00～15：00

◇申し込み先 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432